

# 養育費の取り決めに関する 費用を補助します

両親の離婚は子供にとっても大きな出来事です。子供が健やかに成長していけるよう、離婚をする時にあらかじめ養育費について取り決めておくことが大切です。

区では、養育費の取り決めに関する公正証書の作成、家事調停・審判の申立、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用、弁護士相談について、費用の一部を補助します。

## 1 どんな人が利用できるの？

次のすべてに該当する方が対象です。

- ・台東区在住で、18歳になった最初の3月31日までの児童を養育していること
- ・養育費の取り決めのための経費を負担していること
- ・養育費を受け取る（債務名義を有する）こと ※弁護士相談の場合は予定も含む
- ・すでに対象児童に対して他自治体等で同種の補助金の交付を受けていないこと

## 2 どのような補助が受けられるの？

### (1)補助の対象となる経費

- ①公正証書（強制執行認諾文言付き）の作成費用  
公証人手数料、書類取得費用等
- ②家事調停・審判の申立費用  
収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得にかかる費用、裁判所の連絡用郵便切手代等
- ③裁判外紛争解決手続（ADR）の利用費用  
認証ADR事業者への依頼料・手数料等、調停にかかる費用等
- ④弁護士相談費用（令和8年4月以降の相談が対象）  
養育費の取り決め・養育費の履行確保・その他養育費の受け取りに関する法律相談費用

(2)補助上限額 ①～③はそれぞれ3万円、④は1万1千円

## 3 その他

国、都、台東区の調査・アンケートにご協力いただくことがあります。  
ご協力をお願いします。



（裏面もご覧ください）

### 3 申請から支給までの流れ



#### ①補助対象経費のお支払い

領収書（レシート）は、補助金申請まで大切に保管ください。

#### ②補助金の申請

公正証書や調停調書の作成日、ADR による合意が成立して契約等を作成した日、弁護士への法律相談日から6か月以内に申請してください。

窓口申請のほか、郵送・電子での申請も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。

- 【必要書類 共通】
- 補助金交付申請書（区様式）
  - 住民記録情報等の取得等に関する同意書（区様式）
  - 申請者名義の口座番号等が確認できるもの（預金通帳の写し等）

#### 【公正証書作成】

- 公正証書（強制執行認諾文言付き）の写し
- 領収書の写し（公証人手数料等）

#### 【調停・審判】

- 調停調書等の写し
- 領収書の写し（収入印紙、戸籍謄本等取得、裁判所連絡用切手代等）

#### 【ADR 利用】

- ADR 事業者との契約書等の写し
- 助成対象経費の分かる書類（明細等）
- 領収書の写し（依頼料・手数料等）

#### 【弁護士相談】

- 領収書の写し（弁護士相談費用）
  - 相談内容が分かる書類※
- ※様式は区ホームページにあります。領収書の但書に記載されている場合は省略可。

その他、区が必要とする書類をお願いする場合があります。

#### ③交付決定

○審査の上、支給の可否や支給決定額について区から通知いたします。

#### ④請求書の提出

○支給決定通知を受け取りましたら、請求書を提出してください。

支給

#### 【問合せ・申請先】

台東区役所子育て支援課(6階④窓口)  
住所 〒110-8615 台東区東上野 4-5-6  
電話 03-5246-1232 (直通)

※ご相談や手続きでご来庁の際は、事前予約をお願いします。



区ホームページ  
(養育費受け取り支援)

#### 父母の離婚後の子の養育に関する制度が改正されました

令和8年4月1日に施行された民法等改正法では、父母が離婚した後も子供の利益を確保することを目的として、子供を養育する親の責務を明確化し、親権・養育費・親子交流等に関するルールを見直しています。養育費に関しては、文書で取り決めた場合の財産差押の申立制度、法定養育費制度が新設されました。詳しくは区ホームページをご覧ください。



区ホームページ(民法改正)